

市政ニュース

あま市役所

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
 閉庁日 土・日曜・祝日

甚目寺庁舎に 手話通訳者を配置しています

火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
 木曜日 午前9時～正午
 ※上記以外の曜日、または甚目寺庁舎以外でのご利用につきましては、お問い合わせください。

問合先 社会福祉課
 ☎444・3135 FAX443・3555
 ✉shogai@city.ama.lg.jp

子育て

子育て応援 ファミリー・サポート・センター依頼 会員を募集します

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会
 日時 7月17日(水)
 午前10時～11時45分

場所 大治町総合福祉センター

対象 生後6か月から小学校6年生

までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住、または在勤の方

※妊婦さん、または生後6か月未満のお子さんがいる方も仮登録可能です。事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合はご相談ください。

※説明会の無料託児有り(4か月から未就学児まで、要予約、定員有り)託児ご利用を希望の方は開催日1週間前までに申込みが必要です。

定員 30人

申込 説明会の3日前までに電話またはメールでお申し込みください。

【メール申込】件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有りの場合は名前、月齢・年齢)」を記入して送信してください。

問合先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局
 (甚目寺庁舎子育て支援課内)
 ☎462・0150
 FAX462・0160

☒ ama-harufamisapo@clovernet.ne.jp

ひとり親家庭に対する手当のご案内 児童扶養手当・遺児手当(愛知県・あま市)

支払回数が変更になります

令和元年11月分の手当から、支払回数が年3回(4月・8月・12月)から年6回(1月・3月・5月・7月・9月・11月)に変更になります。

支給停止期間が変更になります

毎年8月分から翌年7月分までの手当額を前年所得で審査していましたが、11月分から翌年10月分までの手当額を前年所得で審査します。

児童扶養手当・遺児手当ともに所得制限がありますので、受給者及び扶養義務者の所得により、支給停止となる場合があります。

問合先 子育て支援課
 ☎444・3173

寄附

寄附のお礼

ピアゴ甚目寺店様
 環境保全として現金92,287円ご厚意ありがとうございました。

問合先 総務課
 ☎444・1711

募集

児童クラブ支援員募集

業務内容 保育・生活援助業務
賃金 市の規則に基づき支給
勤務地 市内15か所の小学校、または公共施設

勤務時間 下校後から午後7時まで
 週3日から4日働くことができる
 (方(週20時間未満))

※土曜もしくは夏休み等は午前7時30分から午後7時のうち交代制(1日6時間以内)

応募資格 ①70歳未満で、放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園教諭、教諭、社会福祉士の資格を有する方。②児童館・保育所等の福祉事業に従事した経験のある方。

※①、または②以外の方で70歳未満の子育て支援に興味のある方もかまいません。

提出書類 履歴書(写真貼付)、健康診断書(後日でも可)、資格の写し、学生証、修了証の写し
 ※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 子育て支援課
 ☎444・3173

教育

早期教育相談

愛知県教育委員会では、子育てで気になることがある方、お子さんに障がいがあると思われる方、お子さんの就学について相談したい方等、早期教育相談を実施します。

日時 8月27日(火)

午前10時～午後4時

※相談は予約制で無料です。

場所 甚目寺公民館

対象 乳幼児期から令和2年度に新1年生になるまでのお子さんとその保護者

申込 7月18日(木)までに学校教育課(本庁舎)の窓口でお申し込みください。

問合せ 学校教育課

☎4444・0902

福祉

金婚夫婦の申込受付のご案内

市ではこのたびめでたく結婚50周年を迎えられた夫婦に対し、長寿を祝う会で記念品を贈呈し、お祝いします。

対象 昭和44年12月31日以前に婚姻された夫婦(婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む)。

ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えられてからあま市に転入した夫婦を除く)

住所要件 9月1日現在、市内に住所を有する夫婦

受付期間 7月1日(月)～8月9日(金)

(土・日曜・祝休日を除く)

受付場所

・高齡福祉課(甚目寺庁舎)

・七宝・美和市民サービスセンター

申請方法 各受付場所に所定の申請書を用意してあります。署名捺印をして提出してください。

持ち物

・印鑑(スタンプ印不可)

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3か月以内のもの)の添付が必要です。

問合せ 高齡福祉課

☎4444・3141

シニアいきいきアンケート(再通知)の回答にご協力ください

70歳以上の方(要介護・要支援認定者を除く)を対象に、心身の機能低下を早期に発見するために「シニアいきいきアンケート」を4月下旬に送付し皆様へ返信のご協力をいただいています。

返信をいただけない方に対して、7月下旬に再度お知らせしますので、回答の返送にご協力ください。

また、アンケートで認知機能の低下が疑われる方には、専門職による訪問相談をさせていただきます。

平成30年度は13,596人にお知らせした結果、87.2%の回答率でした。回答をいただいた方のうち

3,537人が要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある方と判定されました。

なお、平成30年度の詳細については、市公式ウェブサイト「地域包括支援センター」をご参照ください。

問合せ 地域包括支援センター(甚目寺庁舎)

☎4444・3159

介護保険負担限度額認定証の更新について

介護保険負担限度額認定とは、要介護(要支援)認定を受けている方のうち、所得の低い方に対して介護保険施設やショートステイの利用時にかかる食費・居住費(滞在費)の自己負担額が軽減される制度です。

現在、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、**有効期限が7月31日(水)まで**です。8月以降も引き続き認定を受けるためには、更新手続きが必要です。

現在認定を受けている方で、対象になる可能性のある方については、6月下旬に更新手続きの案内を送付しましたので、ご確認ください。

対象 次のすべてに該当する人

・本人及び世帯全員が住民税非課税世帯であること

・別世帯に配偶者(事実婚を含む)がいる場合、その方も住民税非課税であること

・本人及び配偶者が所有する預貯金など資産の合計額が2,000万円以下であること(配偶者がいない場合は1,000万円以下)。

申込 7月1日(月)から(閉庁日を除く)詳しくは、高齡福祉課(甚目寺庁舎)までお問い合わせください。

問合せ 高齡福祉課

☎4444・3141

